

3. 申告の際にお持ちいただくもの

- ◆印鑑
- ◆平成20年中の所得のわかるもの
 - 給与に関しては、源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額など)
 - 年金に関しては、公的年金などの源泉徴収票
 - 事業所得・不動産所得などに関しては、収支内訳書など
- ◆国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書
 - ※支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、社会保険庁が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります。
- ◆医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの(「4. 医療費控除を受ける方へ」をご覧ください)
- ◆障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書
- ◆勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証または在学証明書
- ◆所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号の控え

4. 医療費控除を受ける方へ

多くの方にお待ちいただくことなく申告相談を行えるよう、医療費控除の申告の際は事前に領収書を集計し、明細書を作成してお越しく下さい。

◆領収書の集計方法と明細書の作成例

- ①医療を受けた人ごと、医療機関ごとに領収書をまとめます。
- ②①でまとめた領収書ごとの合計額を計算し、明細書に記入します。

平成20年分 医療費の明細書【作成例】

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	支払った医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費(420円×2(往復)×15日間)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合計			176,250円	23,000円

※通院のための交通費は原則、バス・電車などの公共交通機関のみ対象となり、タクシーや自家用車(ガソリン代、高速料金など)は医療費控除の対象となりません。

※薬局などで購入したもののうち、カゼ薬などの一般的な医薬品の購入費は医療費控除の対象となりますが、ビタミン剤などの購入費は対象となりません。

5. 住民税の住宅借入金等特別税額控除

税源移譲により所得税が減税となった結果、所得税から控除できる住宅ローン控除額が少なくなり、納税者に不利益が生じる場合があります。このため、平成11年から平成18年までに入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、申告により個人住民税の所得割額から控除しきれなかった額を控除する措置があります。

控除の適用を受ける方は、毎年、その年の確定申告期間内に税務署または市税務課へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署(または市税務課)へ提出